

「建築士法」のピックアップ問題

... 走ります
... 以上

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
29213	建築士法	設計制限	木造、平家建ての延べ面積450㎡、高さ11m、軒の高さ9mのオーデトリウムを有する集会場を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。 <i>士法3条にあればOK なければX</i>	「士法3条」に「一級建築士でなければできない設計・監理条件」について規定されており、その各号いずれにも該当しないので問題文は誤り。 <i>こう問われたら、どこをどう読めばいいか) 備えろ</i>	×
25211	確認申請(基準法)、建築士法	工事監理者	鉄骨造、高さ10m、軒の高さ9mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が250㎡、自動車庫の用途に供する部分の床面積が125㎡のものの設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。 <i>士法3条にあればX</i>	「建築基準法5条の6第4項」より、「建築主は、建築士法3条から3条の3までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。また、「士法3条」に「一級建築士でなければできない設計・監理条件」が載っており、問題文の「鉄骨造で、延べ面積375(=250+125)㎡」は、その「三号」条件に該当するため、設計及び工事監理は、一級建築士でなければしてはならない。よって誤り。 <i>うっかり注意</i>	×
01213	建築士法	設計制限	延べ面積450㎡、高さ10m、軒の高さ7mの木造2階建ての既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該大規模の修繕に係る設計は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならぬ。 <i>士法3条、3条の2にあればX</i>	「士法3条2項」より、「大規模の修繕を行う場合、修繕に係る部分を新築するものとみなして1項の規定を適用する。」とわかる。問題文は「木造の既存建築物について、床面積250㎡の部分で大規模の修繕を行う場合」であり、「士法3条1項各号」には該当しないため、当該修繕に係る設計は、一級建築士でなくてもよい。同様に、「士法3条の2各号」にも該当しない。「士法3条の3」に該当するため、「当該修繕に係る設計は、木造建築士以上(=一級建築士、二級建築士又は木造建築士)でなければならぬ。」とわかる。	○
30284	建築士法	定義・設計制限	「建築士法」に基づき、延べ面積500㎡、高さ14m、軒の高さ9mの木造の地上3階建ての共同住宅の新築については、一級建築士事務所の管理建築士の監督の下に、当該建築士事務所に属する二級建築士が工事監理をすることができる。	「士法3条」より「一級建築士でなければできない設計又は工事監理を新築する場合、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。」とわかる。また、問題文のような緩和規定は存在しないため誤り。 <i>探さないと、すぐ時間がかかると「無」ことへの対応</i>	×
24211	建築士法	設計制限	一級建築士でなければ設計又は工事監理をしてはならない建築物の用途、構造、規模については、都道府県が土地の状況により必要と認める場合においては、建築士法に基づく条例で別に定めることができる。 <i>問題文に「一級建築士...」とあり、「士法3条」を反動的に採らる。</i>	「士法3条の2」に、「二級建築士以上(=一級建築士又は、二級建築士のこと)でなければできない設計・監理条件」について規定されており、その「3項」に、「都道府県は、土地の状況により必要と認める場合においては、条例(通称:士法3条の2の特例に関する条例)で、区域又は建築物の用途を限り、同項各号に規定する延べ面積を別に定めることができる。」とわかる。問題文には「一級建築士」とあるが、「士法3条(一級建築士の設計・監理条件)」には、同様の規定がないため、その規模等について、条例で別に定めることができない。よって誤り。 <i>二級以上 例) 準防火地域、木造120㎡(条例で二級以上)</i>	×
29231	免許	登録	一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、処分歴、定期講習の受講歴等である。	「士法5条」に「登録」について載っており、「一級建築士の免許は、一級建築士名簿に登録することによる。」とある。また、その事項については、「士法(規則)3条」に規定されており、「登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、一級建築士試験合格の年月及び合格証書番号、処分歴、定期講習の受講歴等」が該当する。(この問題は、コード「25212」の類似問題です。)	○
29232	免許	届出	一級建築士は、一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、本籍、住所、氏名、生年月日、性別等を国土交通大臣に届け出なければならない。	「士法5条の2」より、「一級建築士免許証の交付の日から30日以内に、省令で定める事項を、国土交通大臣に届け出なければならない。」とわかる。(この問題は、コード「23213」「27212」の類似問題です。) <i>規則8号</i>	○
21211	免許	登録	一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、所属する建築士事務所の名称、処分歴、定期講習の受講歴等である。	「士法5条」に「登録」について載っており、「一級建築士の免許は、一級建築士名簿に登録することによる。」とある。また、その事項については、「士法(規則)3条」に規定されており、「登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、一級建築士試験合格の年月及び合格証書番号、処分歴、定期講習の受講歴等」が該当するが、「建築士事務所の名称」は、これに含まれていないため、問題文は誤り。	×

どれが1793Xが合ってるからX... ではない。

お題は「士法5条と5条の2の違いがわかりましたか?」と聞かれました

「建築士法」のピックアップ問題

試験中、
採択しにくい

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30232	免許	免許取消	建築士が道路交通法違反等の建築物の建築に関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消の対象とはならない。	「士法7条第二号」、「士法8条の2第二号」及び「士法9条第二号、三号」より、「建築士で、禁錮以上の刑に処せられた場合、建築士の免許の取消の対象となる。」とわかる。尚、「士法7条第三号(罰金刑)」については建築との関係性の記載があるが、「士法7条第二号(禁錮刑)」については記載されていない。よって誤り。(この問題は、コード「26214」の類似問題です。)	×
25231	免許	免許取消	一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。	「士法9条」に「免許の取消し」について載っており、その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時、大臣又は知事は、免許を取り消さなければならない。」とわかるが、中央建築士審査会の同意は不要であるため誤り。 条文「A又はB」となると、どちらでも良いという意味の「かつ」 → 一級は大臣、二級、不造は知事	×
01282	免許	懲戒	建築士事務所の開設者である一級建築士が、当該建築士事務所の登録期間が満了したにもかかわらず、更新の登録を受けずに他人の求めに応じ報酬を得て工事監理業務を業として行った場合には、当該建築士は、業務停止等の懲戒処分の対象となる。	「士法10条」に「懲戒」について載っており、「建築士が①建築に関する法律等に違反した場合(一号条件)、②業務に関して不誠実な行為をした場合(二号条件)のうちのいずれかに該当する場合には、大臣又は知事は業務の停止を命じたり、又は、免許を取り消すことができる。」とわかる。問題文は、「一号条件」のうち、「無登録業務(士法23条の違反)」に該当するため、業務停止等の懲戒処分の対象となる。(この問題は、コード「25233」「28232」の類似問題です。)	○
22232	業務	工事監理	建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘するとともに、建築主及び建築主事に報告しなければならない。	「士法18条3項」より、「建築士は工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりを実施するよう求め、施工者がそれに従わないときには、建築主に報告しなければならない。」とわかる。問題文では「建築主及び建築主事に報告する」とあるため誤り。	×
02212	業務	工事監理	工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。	「士法18条3項」より、「建築士は工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに施工者に対してその旨を指摘し、設計図書のとおりを実施するよう求め、施工者がそれに従わないときには、建築主に報告しなければならない。」とわかる。問題文は「特定行政庁に報告」とあるため誤り。	×
28223	業務	建築設備士の意見	建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、設備設計一級建築士の意見を聴かなければならない。	「士法18条4項」より、「建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。」とわかる。 「設備一級」は、建築士です。	×
05211	業務	建築設備士の意見	建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計について、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書においてその旨を明記するように努めなければならない。	「士法18条4項」より、「建築士は、所定の建築物の建築設備に係る設計・監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。」とわかる。また「士法20条5項」より、「建築士は、所定の建築物の建築設備に係る設計・監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は報告書において、その旨を明らかにしなければならない。」とわかる。問題文は「明記するように努めなければならない」とあるため誤り。	×
27232	業務	設計変更	建築士事務所を管理する建築士は、当該建築士事務所に属する他の建築士が設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、設計した建築士の承諾を求めるとなく、管理建築士としての権限で変更することができる。	「士法19条」に「設計の変更」について載っており、「一級建築士であっても、他の建築士が設計した設計図書の一部を変更する場合には、その建築士の承諾を求めなければならない。」とわかる。問題文の場合、承諾を求めるとなく、管理建築士にそのような権限はないため誤り。(この問題は、コード「23224」の類似問題です。)	×
02224	業務	表示行為	管理建築士は、その建築士事務所に属する他の建築士が設計を行った建築物の設計図書について、設計者である建築士による記名に加えて、管理建築士である旨の表示をして記名しなければならない。	「士法20条」に「表示行為」について載っており、「建築士が設計を行った場合には、その設計図書に一級建築士、二級建築士、木造建築士としての表示をして記名しなければならない。」とわかる。ゆえに、記名するのは、管理する建築士ではなく、図書を作成した建築士となるため誤り。(この問題は、コード「22243」「29224」の類似問題です。)	×

自分の感覚と
不一致の
と日記記。

意味不明の
ケース。

工事の語

×問答

下かき
判断

05212
と比較

「定置の×」時間にかかっている道筋がどうか？
試験では重要にやってくる。→ 模範で読める。

「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
22223	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物において、構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合には、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付する必要はない。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条(士法20条の2)第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い(又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め)」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文はこれに該当するため、当該証明書を設計の委託者に交付する必要はない。 級と、試験当日に読みとるものはNG.	○ 3点セット ↓ 条文に記して書かれていない。 = 読めるように
24213	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士が構造設計を行い、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、建築物の用途、構造、規模によっては、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条(士法20条の2)第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い(又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め)」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、②③の行為があっても、建築物の用途、構造、規模により、①に該当しない場合は、適用除外の要件を満たさない。よって、当該証明書を設計の委託者に交付しなければならない場合がある。 例) 木造2F, 伝統木構造で 限界耐力計算	○ 構造一級 ↑ 限界耐力計算
23254	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士に保有水平耐力計算が必要な高さ60mの建築物の構造設計を依頼したところ、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付を受けたので、構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示がされていなかったが、当該構造設計図書により建築確認の申請を行った。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条(士法20条の2)第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い(又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め)」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、証明書の交付を受けていても、①に該当すれば、③の行為は義務となるため、当該構造設計図書により建築確認の申請を行うことはできない。よって誤り。 (-) 証明書の交付条件不要? 条件が3つあると証明書の交付不要 →	×
03223	業務	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士は、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち、建築基準法第20条第1項第一号又は第二号に該当するものの構造設計を行って、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。	「士法20条2項」より、「建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条(士法20条の2)第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。」とわかる。つまり、①「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物」で、②「構造設計一級建築士が構造設計を行い(又は、それ以外の一級建築士が構造設計を行い、構造設計一級建築士に確認を求め)」、③「その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合」の条件が揃えば、証明書の交付義務はない。問題文の場合、①②③の要件を満たしているため、当該証明書を設計の委託者に交付しなくてもよい。よって誤り。 頭の中でイメージ出し.	×
27303	業務	構造一級・設備一級	建築主は、設備設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の工事をする場合においては、設備設計一級建築士である工事監理者を定めなければならない。	「建築基準法5条の6第4項」より、「建築主は、建築士法3条から3条の3までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。工事監理については、設備設計一級建築士の関与は義務づけられておらず、監理を請け負った「それぞれに規定する建築士」が行う。よって誤り。 設計と監理は、別の仕事。(契約と分け3ヶ月で規定)	×
23233	業務	構造一級・設備一級	工事監理については、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物であっても、設備設計一級建築士の関与は義務づけられていない。	「士法20条の3」より、「設備設計一級建築士は、階数が3以上で床面積の合計が5,000㎡を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第20条第1項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。」とあり、問題文の規模において、設計については、設備設計一級建築士の関与が義務づけられている。一方、「建築基準法5条の6第4項」より、「建築主は、建築士法3条から3条の3までに規定する工事をする場合においては、それぞれに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。」とわかる。ここでは、「設備設計一級建築士」は含まれておらず、工事監理については、設備設計一級建築士の関与は義務づけられていない。	○

「建築士法」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
23234	事務所	事務所登録	設備設計一級建築士は、その関与が義務づけられた建築物について、設備設計一級建築士以外の一級建築士が行った設備設計が設備関係規定に適合するかどうかの確認を、他人の求めに応じ報酬を得て業として行う場合には、一級建築士事務所の登録を受けなければならない。	「士法21条」のカッコ書きより、「建築士が行う設計には、設備設計一級建築士の確認(士法20条の3第2項)が含まれる。これは事務所登録(士法23条)においても同じ。」とわかる。「士法23条」より、「一級建築士又は一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、知事の登録を受けなければならない。」とわかる。よって、問題文のような場合、設備設計一級建築士は、一級建築士事務所の登録を受けなければならない。 知事	○
27223	事務所	開設者	二級建築士は、一級建築士を使用する者で所定の条件に該当する場合であっても、一級建築士事務所の開設者となることができない。	「士法23条」より、「一級建築士又は一級建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所を定めて、知事の登録を受けなければならない。」とわかる。一級建築士を使用する者が一級建築士以外であっても、所定の条件に該当する場合は、知事の登録を受け、一級建築士事務所の開設者となることができる。	×
03232	事務所	変更届	建築士事務所の開設者は、当該事務所に所属する建築士に変更があった場合、管理建築士については2週間以内に、それ以外の建築士については3月以内に、都道府県知事(都道府県知事が指定事務所登録機関を指定したときは、原則として、当該指定事務所登録機関)に届け出なければならない。	「士法23条の5」に「変更の届出」について載っており、「事務所の開設者は、管理建築士(士法23条の2第四号)に変更があった場合には、2週間以内に、その旨を知事に届け出なければならない。」とわかる。また「士法23条の5第2項」より、「事務所の開設者は、建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別(士法23条の2第五号)」に変更があった場合には、3ヶ月以内に、その旨を都道府県知事(士法26条の3より、知事が指定事務所登録機関を指定したときは、同機関)に届け出なければならない。」とわかる。よって正しい。	○
27233	事務所	管理建築士講習	二級建築士として3年以上の建築工事の指導監督に関する業務に従事した後に管理建築士講習の課程を修了し、その後一級建築士の免許を取得した者は、一級建築士としての実務経験の有無にかかわらず、一級建築士事務所に置かれる管理建築士となることができる。	「士法24条」に「事務所の管理」について載っており、その「2項」より、「管理建築士は、建築士として3年以上の設計その他省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。」とわかる。管理建築士講習に一級・二級の区別はないため、二級建築士の時点で管理建築士となった者が、一級建築士の免許を受けて一級建築士事務所の管理建築士になる場合は、改めて管理建築士講習を受ける必要はない。 おろしひい〇問(他の枝の×か見えてくる)	○
04224	事務所	管理建築士講習	一級建築士事務所に置かれる管理建築士となるための業務要件としては、一級建築士として3年以上の建築物の設計や工事監理等に従事することが求められる。	「士法24条」に「事務所の管理」について載っており、その「2項」より、「管理建築士は、建築士として3年以上の設計その他省令で定める業務に従事した後、管理建築士講習の課程を修了した建築士でなければならない。」とわかる。問題文には「一級建築士として3年以上」とあるが、「一級」に限定されるものではない。よって誤り。 わかりやすい×問	×
27224	事務所	再委託の制限	建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計の業務を建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。	「士法24条の3」に「再委託の制限」について載っており、その「1項」より、「建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、委託を受けた設計の業務を、建築士事務所の開設者以外の個人の建築士に委託してはならない。」とわかる。(この問題は、コード「23222」の類似問題です。) 無条件のフリーランスへの委託はNG.	○
01224	事務所	再委託の制限	建築士事務所の開設者は、延べ面積が400㎡の建築物の新築工事に係る設計及び工事監理の業務を受託した場合、委託者の許諾を得た場合には、受託業務の一部である工事監理の業務について、一括して他の建築士事務所の開設者に再委託することができる。	「士法24条の3」に「再委託の制限」について載っており、その「2項」に「事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合においても、設計又は工事監理(延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事)の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。」とわかる。よって誤り。 他の事務所への丸投げ禁止。(小規模はOK) 部分監理OK.	×
03231	管理建築士、帳簿・図書	書面の交付	建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結する場合、あらかじめ、建築主に対して、報酬の額や契約の解除に関する事項等の重要事項について、所定の方法により管理建築士や当該事務所に所属する建築士に説明させる必要がある。	「士法24条の7」に「重要事項の説明」について載っており、「建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士(=管理建築士等)をして、所定の事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「25281」「28292」の類似問題です。) 手帳.	○
28213	設計受託契約等	契約の内容	延べ面積200㎡の建築物の新築に係る設計受託契約の当事者は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。	「士法22条の3の3」より、「延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。」とわかる。問題文は「延べ面積200㎡」とあるため、その必要はない。 →士法24条の8で委託者に交付. Yes 士法22条の3の3 士法24条の7 300㎡超え No 士法24条の8	×

問われ方に備えて意識を養っていき、
時間とかけずに問題とかけあわせ問題
がある。